

第1回総会 議事録

開催日時 令和2年8月11日(火曜日) 午後1時34分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

13番 服部 雅基

(出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農用地利用集積計画案審議について

議案外

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 農地移動適正化斡旋の取下げについて
- 報告第4号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

開会開始時間 午後1時34分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第1回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、2番 竹内委員 と 10番 矢野委員をご指名いたします。

よろしくお願いいたします。

なお、13番 服部委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、3件、4筆です。整理番号は1番から4番までございますが、詳細は議案書2ページをご確認ください。

事務局（次長）

整理番号1番について説明させていただきます。

申請内容は、隣接者への無償譲渡による所有権移転の申請です。

申請地は、田1筆、面積348㎡です。

譲受人は、この農地の隣接地に住み、近隣農地を多く所有していることから、耕作するには非常に便利な場所です。

このたび譲渡人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。

担当の谷崎賢二委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 谷崎委員。

9番 谷崎委員

谷崎です。今説明がありましたように、隣接の人ですので、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号2番について説明させていただきます。

申請内容は、あっせんによる所有権移転の申請です。

申請地は、田1筆、面積725㎡です。

譲受人、譲渡人の双方において、今回の売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。それでは、担当の舩越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 舩越委員。

15番 舩越委員

舩越です。譲受人は、昔耕作していたこともあり、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は、整理番号3番、整理番号4番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号3番、4番について説明させていただきます。

申請内容は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、田2筆、面積993㎡です。

譲渡人は、利用権にて譲受人に耕作をしてもらっていましたが土地を手放すことになったので、このたび譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。それでは、担当の谷崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。
9番 谷崎委員。

9番 谷崎委員

谷崎です。この土地も、譲受人さんの隣接の土地なので何も問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。
それでは、整理番号3番、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号3番、整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、2件、5筆です。
整理番号1番から5番までございますが、詳細は議案書3ページをご確認ください。

事務局（局長）

申請内容が同じでございますので、整理番号1番 整理番号2番、整理番号3番、整理番号4番、4件まとめて説明させていただきます。
転用目的は、太陽光発電設備設置でございます。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、津波の心配がない日当たりがよい適地を探していたところ、耕作者不足のため耕作できず借り手を探していた申請地の所有者との間で話がまとまったため、5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、農振除外済でございます。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されま
す。

転用を行うために必要な資力については、〇〇〇〇銀行の融資証明願が添付されており、申請に係る用途
に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の
妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、
賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要でございます。また、〇〇堰土地改良区の意見書が添付されて
おります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、整地し、砕石を敷き詰めます。雨水は地下浸
透により処理し、万が一、地下浸透できない場合でも西側水路に放流し、隣接農地への影響はないよう
にし、また、境界線から控えた位置にフェンス及びパネルを設置し、隣接農地の畦道を残して隣接者に配慮
するとのことであります。

以上のことから、整理番号1番、2番、3番、4番は許可やむを得ないと考えます。

また、担当でありました、元農業委員の矢三委員からは、周辺の農家の方も、耕作放棄地になるくらいな
ら、太陽光発電でもしてもらって雑草の管理をしていただくことの方がましであるとの意見もあるよう
でございます。

また、今回の転用については、農業振興地域の除外もなされており、問題がないのではとのことござい
ます。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番から整理番号4番までの審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番から整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は整理番号5番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号5番の申請内容について説明いたします。

申請内容は、先ほど説明させていただきました、整理番号1番から4番の太陽光発電設備に伴う件での太
陽光工事発電設備の進入路としての、一時転用申請でございます。

使用借人と使用貸人の間で話がまとまったため、5条許可による一時転用申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地であるため、市農林水産課に一時転用に係る農業振
興地域整備計画への支障についての意見を求め、問題ないとの回答を得ております。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されま
す。

転用を行うために必要な資力については、〇〇〇〇銀行の融資証明願が添付されており、申請に係る用途
に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の
妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要でございます。

一時転用の期間については、許可日より令和3年3月30日までとし、現状回復工事の工程及び概要については、道路から幅員4メートルで鉄板を敷き通路として使用し、太陽光パネル設置搬入後は、直ちに鉄板を撤去し現状復旧するとの現状回復計画書が提出されております。

以上のことから、整理番号5番については、許可やむを得ないと考えます。それと、担当でありました、元農業委員の矢三委員からは、先ほどの転用の案件での進入路に一時的に使用する土地であり、何も問題ないと聞いております。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。
それでは、整理番号5番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。
質疑がないようですので、以上で議案第2号についてを終了いたします。
引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

申請件数は、3件、4筆です。
整理番号1番、2番ですが、詳細は議案書4ページをご確認ください。

事務局（局長）

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。
今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ②利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である
 - ・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ・耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - ・対象農地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。
- ③対象農地の関係権利者の同意が得られていること。の各要件を満たしていると考えます。
5ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局より、申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」を可決いたします。

引き続き、議案外に移ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第3号「農地移動適正化斡旋の取下げについて」

報告第4号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

以上、4件の議案外について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。

報告第1号については、議案書6ページに記載のとおりでございます。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

申請総数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、田で面積1,554㎡の住宅用地としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、報告第2号については、議案書7ページに記載のとおりでございます。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

申請総数は、1件、3筆です。

整理番号1番、整理番号2番、整理番号3番の3筆でございます。

賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、報告第3号については、議案書8ページに記載のとおりでございます。

報告第3号「農地利用適正化斡旋の取下げについて」

申請総数は、1件、1筆です。

申請人より、農地斡旋で4月10日付第52号で申請を受理しておりましたが、7月7日に斡旋取下げ願いが提出されましたので、同日付で取下げを受理したものでございます。

事務局（次長）

続きまして、報告第4号については、議案書9ページに記載のとおりでございます。

報告第4号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申請件数3件、7筆ございます。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名、捺印がされ提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、10ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で、議案外の報告を終わります。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第1回総会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

このあと、事務局より事務連絡がありますので、よろしく願いいたします。

総会終了 午後 1 時 53 分

議事録署名委員

2番 竹内 信行

10番 矢野 伸二